平成２６年（フ）第１１６号
長野県木曽郡木曽町福島6702番地３
債務者　水落　　学
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３８号
長野県諏訪市城南２丁目2363番地13
債務者　片瀬　圭介
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第７６２号
愛知県長久手市五合池901番地　ライフ新緑１―D
債務者　伊藤　一高
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
高知県幡多郡黒潮町灘314番地１
債務者　渡邊友日出
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３３号
高知県宿毛市貝塚３番45号　カーサタケムラ401
債務者　今井　吉輝
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３４号
高知県宿毛市貝塚３番45号　カーサタケムラ401
債務者　今井みどり
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２７号
盛岡市南大通１丁目10番28―503号
債務者　木枝　和則
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７８号
富山市五福1840番地　ハイツ花崎302号、前住所富山県高岡市出来田379番地９
債務者　笹尾　一雄
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
富山市堀川町583番地12
債務者　本田　武志
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８号
青森市大字久栗坂字山辺75番地６
債務者　熊谷　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１６号
名古屋市中村区上石川町１丁目35番地の２エステートピア上石川201号、従前の住所名古屋市中村区大秋町３丁目29番地　ユーハウス本陣902号
債務者　江口　彌生
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１７号
名古屋市中村区上石川町１丁目35番地の２エステートピア上石川201号、従前の住所名古屋市中村区大秋町３丁目29番地　ユーハウス本陣902号
債務者　江口　孝雄
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９号
島根県安来市安来町984番地１　共栄コーポ１号、前住所島根県安来市飯島町1637番地古志野アパート２号
債務者　佐藤　吉治
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
愛媛県松山市南斎院町699番地７
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３号
山口市湯田温泉５丁目７番７―201号
債務者　樋口　輝男
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
仙台市泉区泉中央３丁目３番地の３　ロイヤルパレス泉中央501
債務者　津志田庸介
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
茨城県日立市旭町３丁目10番５号
債務者　大久保賢一
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
水戸地方裁判所日立支部